

〔世界の窓〕

等身大の英国地方文書館の活動 —英国地方文書館の見学記—

Report on the visit to County Record Offices in England

水口 政次

Masaji MIZUGUCHI

1 はじめに (なぜ英国の地方文書館か)

まず、なぜ英国の地方文書館に関心を向けたかについて述べてみたい。

以前、アメリカ国立公文書館を見学する機会があった。第一の感想は、立派すぎるの一言であった。もちろん、公文書館の業務とかシステム等大いに学ぶことができたが、あまりのギャップに驚くばかりであった。

そのためできれば、自分と同じ目線の合う地方の文書館を見学したい気持ちに駆られていた。

たまたま1995(平成7)年の秋にロンドンに観光旅行することになったので、この際に地方の文書館を見学できればと思っていた。あくまでも観光旅行の延長線上で文書館見学を行うという趣旨で実施したいと思っていた。

この計画にはずみを付けてくれたのが、森本祥子氏の「イギリスの地方文書館—アーキビストの必要性—」¹⁾であった。森本氏がロンドン大学に留学中に、訪問した地方の文書館について述べたものである。

この年の英国地方文書館の見学がきっかけとなって、昨年まで10館の地方文書館を見学したことになる。

本稿は、一昨年見学した3つの館を中心に据えて、感想を交えて述べてみたい。

2 今回訪問した地方文書館

訪問する文書館の選定は、原則的にロンドンから鉄道で1時間の範囲とし、対象は州レベルの文書館である。この二つを満たすところに行くことになる。

州レベルといっても、どのレベルかが明かでないので、英国の地方制度でイングランドについて、文献²⁾から簡単に触れてみたい。

現在のイングランドの地方制度は、日本のような都道府県と市町村の2層制のみでなく、一層制と二層制とが共存している。

首都ロンドンには、一層制で32のロンドン・バラと1つのザ・シティから成り立っている。イングランドの大都市圏では一層制であり、非大都市圏は二層制である。二層制は都道府県にあたるカウンティ(County)と市町村にあたるディストリクト(district)から成り立っている。現在カウンティは、34であり、1994年から1998年の間に5つも減少している。この現象は、政府の一連の行政改革の影響といわれている。³⁾

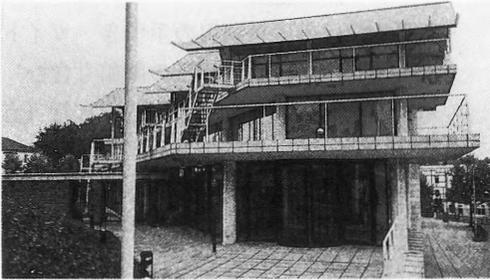
カウンティは、一般に州とか県とか訳されている。⁴⁾実際のイメージは、県と訳した方が良いと思われるが、通例に合わせてここでは、州としておく。

今回訪問した州立文書館は、次のとおりである。

*みずぐち まさじ：東京都公文書館

Masaji MIZUGUCHI: Tokyo Metropolitan Archives

- ・ハンプシャー州立文書館(Hampshire Record Office)
親機関(Hampshire County Council) 人口1,593,000人
ロンドンから南西へ鉄道で約1時間 ウィンチェスター駅下車 徒歩1分



- ・オックスフォードシャー州立文書館(Oxfordshire Archives)
親機関(Oxfordshire County Council) 人口592,000人
ロンドンから西へ鉄道で約1時間15分 オックスフォード駅下車 徒歩15分



- ・ノースアンプトンシャー州立文書館(Northamptonshire Record Office)
親機関(Northamptonshire County Council) 人口591,000人
ロンドンから北へ鉄道で約1時間10分 ノースアンプトン駅下車 車で15分



3 各館の概要

いただいた資料やアンケート⁵⁾で得た情報からなるべく比較できるような共通項目で各館について述べてみたい。

- (1) ハンプシャー州立文書館
(<http://www.hants.gov.uk/record-office/>)

開館	1947(昭和22)年
建物	独立館
組織	州庁直轄
職員	合計39人 アーキビスト15人 コンサバータ3人
レコードセンター	あり
評価・選別基準	あり
公開原則	30年原則(一般文書) その他は、文書の内容により50年、75年、100年後に公開される。
普及活動	専任アーキビスト1名 見学会のアレンジ、土曜日のワークショップ、毎月最終木曜日の歴史講演会、絵葉書・図書の販売
開館時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後7時 土曜日 午前9時～午後4時
利用券	共通利用券制度(後で触れる)
その他	教育担当の職員(Education Officer)が配属されている。 フィルム・サウンド部門(Film and Sound Archives)がある。 ハンプシャー・アーカイブズ・トラストという一種の友の会制度がある。

- (2) オックスフォード州立文書館
(インターネットのアドレスはなし)

開館	1935(昭和10)年
建物	州庁舎の地下1階部分
組織	レジャー・芸術部
職員	合計9.4人 アーキビスト5.4人 コンサバータ1人

レコードセンター	なし
評価・選別基準	評価・選別案があり（現在検討中）
公開原則	30年原則（一般文書）、その他の文書は内容により、50年、75年、100年後に公開される
普及活動	窓口、公務利用サービス、利用者のための調査援助、講演会、展示、出版事業、利用者向け利用の手引（Oxfordshire Archives infosheet）、文書館グッズの販売（トレーナー、帽子等）
開館時間	月曜日～木曜日 午前9時～午後5時
利用券	共通利用券制度
その他	2000年を目途に独立館で新館構想の実現（元教会建物の改築）

(3) ノースアンプトン州立文書館

(<http://www.nro.northamptonshire.gov.uk/>)

開館	1920（大正9）年
建物	独立館
組織	州直轄
職員	合計20人 アーキビスト8人 コンサーバータ2人
レコードセンター	あり
評価・選別基準	確認できず
公開原則	確認できず
普及活動	窓口、手紙等の問い合わせ調査、学校からの見学会の対応、展示、講演会、出版事業、絵葉書・図書の販売
開館時間	月曜日～水曜日 午前9時～午後4時45分 木曜日 午前9時～午後7時45分 金曜日 午前9時～午後4時15分 土曜日（隔週） 午前9時～12時15分
利用券	なし（独自の登録制度）
その他	館長 ICA会報担当 全英文書館館長会議事務局長

4 見学から感じたこと

各館の見学で印象が強かったことは、利用者の立場に立って、あるゆる方策を考えていることであった。⁶⁾その方策の一端を箇条書きにしてみると次のとおりである。

- ・レファレンスへの対応、検索手段（コンピュータ）の整備
- ・利用者向けの史料利用の手引き・ガイド
- ・利用時間の延長（土曜日の開館も含む）
- ・来館できない人のために調査の代行（有料）
- ・学校の教育プログラムに関与…学校教材の作成（ナショナル・カリキュラムとしての地方史学習に寄与）
- ・文書館グッズ（絵葉書、地方史文献・文書館収蔵史料の目録等図書）の販売
- ・閲覧室にアーキビストが張り付いている。
- ・普及活動（展示、講座、講演会、歴史散歩、出版物の刊行・販売）

見学して感じたもう一つの点は、セキュリティの問題である。利用者と館職員との動線が決して重ならない。職員スペースへの立ち入りは、ほとんどの館で電子ロック方式を取っている。案内していただいた館長や職員は、ドア近くにある電子板のようなところにキーを近づけてドアが開く仕掛けになっていた。普通の鍵で対応しているところは、今回訪問した館ではなかった。

また、原本利用者への対応は、大変厳格である。ほとんどの館では、原本利用者のための専用の閲覧室があり、マイクロフィルムの閲覧室と隔てられている。マイクロフィルムが撮影されているものは、原則として原本の閲覧はできないようである。原本からの電子複写は、認められていない。

さきほど、各館の概要説明の中で共通利用券制度（The County Archive Research Network-CARN）が挙げられているが、この制度こそ、セキュリティを確保するために、

英国の地方文書館間で連携して作られた制度である。多くの文書館で史料の切り取りや盗難が発生しているためだという。共通利用券制度は、1988年から開始されて、1997年時点で38館が加入している。利用者が申請すれば(名前と住所を証明できる書類が必要である)、無料で交付される。有効期間は、5年間である。この共通利用券を持っていれば、加入している館への入館手続きは不要である。

さらにもう一点特記しておきたいことが「友の会」(Friends)の制度である。今回訪問した館で「友の会」制度を持っていたのは、ハンプシャー州立文書館だけであったが、以前訪問した館の中で、かなり活発な活動を行っている館があった。「友の会」の主な活動は、文書館事業の支援(史料を購入して文書館へ寄贈することも含めて)や普及活動への参加である。会報や会誌も発行している。日本では、博物館等に多く見られる制度であるが、文書館にはないと思われる。

5 おわりに

いままで、一昨年訪問した3つの州立文書館について簡単に述べてきた。あくまでも各文書館の表面を軽く触れたに過ぎない。限られた語学力と不十分な文書館業務の知識・経験を踏まえての訪問だけに各館から吸収できた情報には限界がある。

しかし、それでも同業者の文書館を訪問して、何かを学びたいと思った。一番の関心事は、何が文書館を支えているのかである。一般市民との関係がどうなっているのかである。訪問した館には、マイクロフィルムを見ながら調べものをしている市民が多く見受けられた。利用者の多くは、自分の御先祖調べが中心になっているようだ。ある館を辞するときロッカー室で会った女性に文書館に来た理由を訪ねたら、自分の祖先のことを調べに来たと答え、月に2~3度来るとのことであった。また、文書館に来て調べものをする

ことは楽しいと笑顔で語っていた。

この辺の事情は、日本の文書館の所蔵史料との関連で相違点があると思われる。

訪問した館は、例外なく古い史料を豊富に所蔵している。館の案内パンフレットにも紹介されている。前にも述べたが、これらの古い史料をいかに整理して、検索手段を整備して利用に供するかが課題にしている館も見受けられた。これも利用者サービスの向上の一環であろうか。

職員について感じたことを述べると、やはりアーキビストの専門性が確立していることである。専門職として階層性を持ち、認知されていると強く印象づけられた。今回訪問した館では、2つの館の館長が女性である。女性の活躍の場でもあったと感じた。

英国の地方レベルの館を訪れて何が最も参考になったか簡単に言えないが、文書館業務が館長(専門職)のリーダーシップと職員のチームプレイで行われていると感じる。特に利用者にどのようなサービスを提供すればよいのかを目指していると思われた。どのような利用者サービスを提供すべきかを検討する場合にヒントになるとと思われる。

最後に英国の地方文書館を訪問して、文書館制度面の相違点よりも(アーキビストの専門職としての認知は、大きな相違点であり、この点が早急に改善されなければならない。)、類似点を多く感じた。つまり、我々日本の地方文書館の業務もそれほどひけを取らないといえる。職員の文書館業務に対する熱意度は、まったく変わらないと思う。

ある館の案内していただいたアーキビストが、日本の文書館業務について知り、お互いの業務について意見交換したいと言われた。

今後、海外の文書館を見学する際には、こちらからも日本の文書館業務の情報について発信できたらと思う。

観光旅行の延長線上で文書館を訪問したのにもかかわらず(もちろん、事前に見学の申込みをしたが)、各文書館の職員から暖かく迎えていただいた。つくづく同業者の「よし

み」というものを感じざるを得なかった。

本稿は、平成10年12月20日に開催された文書管理史第10回研究会で報告した原稿に加筆・訂正したものです。

注

- 1) 森本祥子「イギリスの地方文書館－アーキビストの必要性－」『地方史研究』第256号、1995年8月

後日刊行されたのが「小規模自治体の文書館－イギリスにおける複合施設－」『八潮市史研究』第16号、平成7年2月である。この論文は、まさに英国の地方文書館を詳細にわたって紹介した好著である。この論文から多くの示唆を受けた。見学のポイントを見直す良いヒントを受けた。

- 2) 大塚祚保『イギリスの地方政府』、流通経済大学出版会、1998年12頁～14頁
この著書は、イギリスの地方行政を知る上で参考になった。

- 3) 前掲 注2) 31頁

- 4) 下条美智彦『イギリスの行政』、早稲田大学出版部、1999年、104頁～105頁
この著書もイギリスの地方行政に多くの頁を割いている。

- 5) ここでいう「アンケート」は、筆者の語学力の不足を補うために、あらかじめ質問表を用意して、後日回答してもらうことにしたものである。主な質問項目は、文書館の所管部局、組織図、職員数（アーキビスト等）、記録管理制度、普及活動の内容、所蔵史料の公開時期等である。合わせて12項目の質問である。

- 6) このことを感じた後で、次の論文を読んで意を強くした次第である。

森本祥子「アーキビストの専門性－普及活動の視点から－」『史料館研究紀要』第27号、平成8年3月